

## 令和5年第5回（定例）高砂市教育委員会 会議録

### 日時

令和5年4月27日午後1時30分

### 場所

高砂市役所本庁舎3階301会議室

### 出席者

玉野教育長、吉田委員、山名委員、神尾委員、吉屋委員

### 出席事務局職員

木田教育部長、福本教育推進室長、矢野学校教育室長、石原教育総務課長、  
高橋学校給食課長、四方生涯学習課長、清水生涯学習課主幹、福永学校教育課長、  
中西学校教育課主幹

### 本日の会議に付した事件

#### 議案

- 1 職員人事について【非公開】
- 2 社会教育委員の委嘱について
- 3 高砂市文化財審議委員会委員の委嘱について
- 4 高砂市文化財保存活用地域計画協議会会員の委嘱について
- 5 高砂型学校運営協議会委員委嘱について

#### 協議事項

- 1 高砂市文化財保存活用地域計画作成検討委員会委員長の任命について
- 2 高砂市文化財保存活用地域計画作成等支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱（案）の制定について
- 3 職員の兼業について
- 4 令和5年度高砂市奨学金の所得基準等について
- 5 高砂市部活動の地域移行に関する庁内委員会要綱（案）の制定について
- 6 令和5年度高砂市人権教育協議会理事の選出について

#### 報告事項

- 1 高砂市議会令和5年3月定例会の報告について
- 2 令和4年度高砂市奨学金受給者の進路状況について
- 3 庁内委員会委員の任命について
- 4 高砂市教育委員会事業後援について

その他

1 5月行事予定について

---

議 事 議案 1 職員人事について【非公開】

- 教育長 議案の1つ目が職員人事についてですけれども、地教行法第14条の7項に、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」というのがあります。ですので、これは非公開でやりたいのですけれども、よろしいですか。

---

(非公開のため別途会議録作成)

- 
- 教育長 それではこれより公開といたします。原案どおり可決といたします。

---

議 事 議案 2 社会教育委員の委嘱について

- 事務局 (議案2について説明)
- 教育長 事務局から説明が終わりました。御意見、御質問はございますか。よろしいですか。それでは、原案どおり可決といたします。

---

議 事 議案 3 高砂市文化財審議委員会委員の委嘱について

- 事務局 (議案3について説明)
- 教育長 事務局から説明が終わりました。御意見、御質問はございますか。よろしいですか。それでは、原案どおり可決といたします。

---

議 事 議案 4 高砂市文化財保存活用地域計画協議会会員の委嘱について

- 事務局 (議案4について説明)
- 教育長 事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問はございますか。よろしいですか。それでは、原案どおり可決といたします。

---

議 事 議案 5 高砂型学校運営協議会委員委嘱について

- 事務局 (議案5について説明)
- 教育長 事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問はございますか。

- 委員 活動年数の記載は、各地域でのそれぞれの活動の年数ではなく、学校運営協議会の委員として通年でこれだけ来られているという数字ですか。65番の方は23年とありますが、学校運営協議会に23年間おられたということですか。
- 事務局 学校運営協議会自体が2年目ですので、23年ということはございません。
- 事務局 活動年数・活動状況の記載につきましては、事務局で見直しまして、各学校へ伝えて整理させていただきます。また、今記載の肩書にとらわれることなく、新たにやりたいという方が積極的に関わることができるよう、学校のほうにも周知していくようにいたします。
- 教育長 ありがとうございます。他に御意見、御質問はございますか。  
それでは、原案どおり可決いたします。

---

議 事 協議事項 1 高砂市文化財保存活用地域計画作成検討委員会委員長の任命について

- 事務局 (協議事項1について説明)
- 教育長 事務局より説明が終わりました。御意見、御質問はございますか。  
それでは、原案どおり可決いたします。

---

議 事 協議事項 2 高砂市文化財保存活用地域計画作成等支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱(案)の制定について

- 事務局 (協議事項2について説明)
- 教育長 事務局より説明が終わりました。御意見、御質問等はございますか。
- 委員 文化財保存活用地域計画は、文化財保存の活用にあたっての計画だと思うのですが、具体的には、プロポーザルで業者委託して、文化財活用についての案をいろいろ出してもらうために行うのですか。
- 事務局 基本的に、この文化財保存活用地域計画は、事務局が作成をしていくものですが、文化財がどんなところにあるかとか、データの整理、計画の方針をつくる際の各種提案等、計画を作成する上での一部の業務をコンサルタント業者に委託しようとするものです。業務をする業者を決める際に、普通は入札で金額の安いところに決定しますが、各社の提案を受け、よい提案ができる能力の優れた業者を選定するための庁内委員会を設置しようとするものです。
- 委員 以前から文化財をリストアップして作られてはいかがかという話があって、それを有効利用するにあたって、地図に落として見ていくような形やスタンプラリー的なものなどをしたらどうだろうと計画をされてきたと思います。それをさらに具体的に、もっと積極的に利用しようということですかね。

- 事務局 いろいろな文化財を知ってもらうための活用策として、いろいろな形でイベントを行っています。基本的に5か年、10か年という短期、中期の中で、具体的に文化財を守るためにはどういう施策が必要なのか、どういった予算が必要なのか、そういった裏づけも含めて、計画的に文化財の保存活用を進めていくための計画を作成していこうとするものです。
- 委員 今まで、行政の中で文化財保存・管理していた分が、なかなかうまく活用できないし、管理もできないということで、それをサポートして、積極的に利用するために案をいただこうということだと考えていいですか。
- 事務局 例えば縄文時代の遺跡もありましたら、江戸時代の建物もありますし、そういう時代であったり物の種類であったり、あるいは地域ごとにそれぞれの文化財をめぐる課題があります。その課題を抽出して、解決するためにはどういった方策が必要かという将来に向けての方針を示すことがこの地域計画になります。イベントや市民に参加してもらうものもありますし、確実に壊れていっている文化財をお金がない中でどう修理していくのか等の問題を洗い出して、その解決策を見だし、何年間で具体的にどうしていくのかという方向性をつけようというのがこの地域計画の作成事業になっています。
- この計画を作成するに当たり、専門的な技術とか経験を持っているコンサルタント業者に、作成に係る一部の作業を支援業務として委託するという方針で今後進めたいと思っています。
- 委員 市民にも高砂市は一步積極的に文化財の保存、活用に動き始めたんだという意識を共有してもらいたい。活性化、利活用していくに当たって、委員会ができて計画を立てたけど、調査結果を出すだけで市民に伝わらずに庁内だけで終わってしまうようなことにならないよう、よろしくお願いします。
- 事務局 今年度末には住民説明会、来年度、計画策定を経た上でシンポジウムの開催、あるいは、普及冊子用のパンフレット作成も予定しています。それに限らず、市民の方々に文化財の保存活用について理解をいただくような機会を積極的に努めたいと思います。
- 教育長 他に何か御意見、御質問はございますか。  
それでは、原案どおり可決いたします。

---

議 事 協議事項 3 職員の兼業について

- 事務局 (協議事項3について説明)
- 教育長 事務局より説明が終わりました。御意見、御質問等はございますか。
- 委員 高砂市スポーツ推進委員というのは、具体的にはどのような業務内容ですか。
- 事務局 休日の大会の運営計画に参画したり、月に1度程度のスポーツの会議に出席して連絡調整をするという内容です。

- 委員 1つの競技ではなく、いろんな競技ですか。
- 事務局 いろんな高砂市の全般的な競技です。
- 委員 個別の競技ではなく、いろんな競技の運営計画に関わるのですね。
- 教育長 それでは、御意見、御質問がなければ原案どおり可決といたします。

---

議 事 協議事項 4 令和5年度高砂市奨学金の所得基準等について

- 事務局 (協議事項4について説明)
- 教育長 事務局からの説明は終わりました。御意見、御質問はございませんか。  
13ページの2、所得基準額の公表について、「ちらしに掲載する」と書いてあるのは14ページ、15ページのことですか。
- 事務局 はい、そうです。
- 委員 ずっと生徒1人につき月額8,000円という金額ですが、いろいろと経済的に変化のある中で、見直す必要はないでしょうか。
- 事務局 昨今の経済情勢を見ますと、現在の支給額8,000円というのが、必ずしも十分な金額とは言えない部分があるかと思います。担当課としましても、金額の見直しを考えていきたいところではあるのですが、市の財政状況等も考慮しまして、まずこの制度の事業実施の継続というところに重きを置いて進めていきたいと考えております。支給金額につきましては、見直しできるかどうか財政状況も見ながら引き続き検討は進めていきたいと思っております。
- 教育長 それでは、御意見、御質問がなければ原案どおり可決といたします。

---

議 事 協議事項 5 高砂市部活動の地域移行に関する庁内委員会要綱(案)の制定について

- 事務局 (協議事項5について説明)
- 教育長 事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問はございますか。
- 委員 指導者として協力していただく方々の資格、あるいは適切な指導をしていただくための研修の実施といった案はありますか。
- 事務局 基本的な姿勢として、高砂市の部活動のガイドラインに沿わないといけないということになります。それを周知する機会をどこでつくっていくか、どのように発信していくかという具体的な案はまだお示しできる段階ではありません。そのことも踏まえ、この庁内委員会で進めていきたいと考えております。  
会議の第4条の2にあるように、「委員会に委員以外の者の出席を求めることができる」というところを活用して、考え方や必要な研修等を示唆いただけるアドバイザーとして、庁内委員会に入ってもらいたいと考えています。

- 委員 部活動の地域移行ですごく大事なことは、手伝っていただける方々、クラブ補助員にせよ、地域の方々が指導するときに、教育的スタンスで関わっていただけるのかどうかというところだと思います。そこを明確にしておいていただきたい。技術的なことだけではなくて、教育的配慮のある指導をしていただかないと、部活動を地域移行する意味がないので、そこはやはり重要なポイントです。それを第2条の中に重要な項目として挙げることができないのでしょうか。
- 委員 やはりその年代の子供たち独特の情緒面や医学的な部分を理解して、指導していただける方を第一に考えないとうまくいかないようです。そこを何かの形で表せたらと思います。
- 事務局 今おっしゃっていただいていることは第2条(1)の「地域クラブ活動のあり方に関する事」の中に含まれていると認識しています。文化庁、スポーツ庁が合わせて出している「部活動の地域移行に関するガイドライン」の中にも、おっしゃっていただいていることが含まれています。これを進めていく中では、勝利至上主義を目指すクラブ活動ではなくて、生徒の健全育成、そして、人数が少なかったり指導者がいないというようなやりたくてもできない環境にある子たちの受皿を整える、卒業してもこういうスポーツができたらいいな、体を動かすこととか文化に親しむことはいいなというように、生涯にわたる広い視野をもって地域移行を考えていくというのは絶対外せないのもので、第一義的にこの取組を話していくときには、必ず説明が必要ですし、研修も必要です。きちんとガイドラインに沿っているかどうか、休養日がきちんとなされているのかということと同じで、部活動の地域移行が進んでいったときに、本当にそれが子供のためで、最初の目的どおりになっているのかは常に見ていかないといけないと思います。そのことはきちんと皆さんに伝えていくということで認識しております。
- 委員 部活動の地域移行を進めていく中で、当然起こってくることなので、必要なことだと思います。
- 庁内委員会の設置ということで、スタートラインに立ったと思いますが、この後の予定が決まっていれば教えてください。
- 事務局 今年度のタイムテーブルとしては、5月のゴールデンウィーク明けをめぐりに第1回の庁内委員会を開催し、5月の末から6月ぐらいに部活動の担当者会のようなものを開催できればと思っています。その後、6月、7月あたりで実証研究を実施し、8月、9月あたりに第2回の庁内委員会を開催、10月、11月あたりに第2回目の実証研究を実施して、再度、部活動担当者会を開催し、2月頃に次年度に向けた庁内委員会を開催する予定です。実証研究もは、6部活動でそれぞれ10回ぐらいを想定していますが、回数よりも、1回に指導者が2人いたほうがいいのではないかなれば回数は減るかもしれません。そのような形で今年度、進めていこうと考えております。
- 委員 部活動の指導者の適性、研修のスケジュールはどのようになっていますか。

- 事務局 実証研究には事務局の者が立ち会いますので、その中で一緒に検討していきたいと思っています。
- 委員 指導の在り方とか指導者の適正は、やはりあると思います。部活動を地域移行するに当たって、文部科学省のガイドラインを周知徹底していただきたい。きつい言葉を浴びせたり、暴力を振るったりというのは本当に劣悪な環境ですし、医学的にやってはいけないので、指導に関するポリシーをきちんとお伝えしておかないといけないと思います。
- 事務局 資料16ページの所掌事務、第2条の「(4) 大会のあり方に関すること」を(5)にずらしまして、その間に「(4) 指導者の研修に関すること」を追記するという要綱(案)でお諮りいたします。よろしくお願ひいたします。
- 教育長 事務局より説明がありました。御意見、御質問はございますか。  
それでは、了承いたします。
- 委員 第4条に委員以外の方の出席を求めることができるのとあるので、年に数回の委員会を迅速に進めるために、実際に部活動を教えている顧問の方であるとか、地域のクラブ活動の指導者といった方にも常駐のような形で入っていただけたらいいのではないかなと思います。その中で、例えば人材の発掘とかも話ができると思いますが、いかがでしょうか。  
それと、事務局の部活動地域推進コーディネーターは地域の現状等を把握されて、その辺の話ができる方なのではないでしょうか。
- 事務局 庁内委員会としましては、別表に挙げさせていただいているメンバーで考えております。ただ、指導者や学校の顧問の先生方に御意見をいただくために、今年度、外部の方を交えた協議会的なことを開催する計画を立てております。庁内、外部との連携も図っていきたくと考えております。  
また、部活動地域推進コーディネーターは、鍋野元小学校長が適任であると考へ、依頼しております。

---

議 事 協議事項 6 令和5年度高砂市人権教育協議会理事の選出について

- 事務局 (協議事項6について説明)
- 教育長 事務局より説明が終わりました。いかがですか。
- 委員 私ではよろしければ。
- 教育長 了承いただきましたので、事務の方よろしくお願ひいたします。

---

議 事 報告事項 1 高砂市議会令和5年3月定例会の報告について

- 事務局 (報告事項1について説明)
- 教育長 事務局から説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。



- 委員 資料の31ページ、(2)で、「他行の子どもと交流すること」という部分は学校の「校」ですか。
- 事務局 はい、そうです。すみません。
- 

議 事 報告事項 2 令和4年度高砂市奨学金受給者の進路状況について

- 事務局 (報告事項2について説明)
- 教育長 事務局より説明が終わりました。御意見、御質問はございますか。  
(意見・質問無)
- 

議 事 報告事項 3 庁内委員会委員の任命について

- 事務局 (報告事項3について説明)
- 教育長 事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問はございますか。  
(意見・質問無)
- 

議 事 報告事項 4 高砂市教育委員会事業後援について

- 事務局 (報告事項4について説明)
- 教育長 説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
- 委員 10番の子育てセミナーの団体名称ですけど、販売局販売第2部とはどういうものですか。
- 事務局 団体としては朝日新聞社に当たりますが、後援申請の事務を取り扱っているのが、販売局販売第2部ということです。
- 委員 朝日新聞社が全国放送するということですか。全国でウェブ募集するのか、地域限定ですか。
- 事務局 このオンラインにつきましては、加古川、稲美、高砂版ということでチラシが届いておりますので、全国ではなく、申し上げた地域でのオンラインとなります。
- 教育長 他に御質問、御意見はございますか。
- 

議 事 その他 1 5月行事予定について

- 事務局 (その他1について説明)
- 教育長 御意見、御質問はありますか。よろしいですか。
- 

令和5年4月27日 午後3時45分 教育長会議の閉会を宣告

---